証券コード　3936
平成28年６月３日

株　主　各　位

東京都港区三田２丁目14番５号
株式会社グローバルウェイ
代表取締役社長　各務　正人

第12回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第12回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　　平成28年６月20日（月曜日）午前11時
２．場　　所　　東京都港区三田２丁目14番５号
　　フロイントゥ三田ビル　２階　本社会議室
３．目的事項
　　報告事項　　第12期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の出席票を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://www.globalway.co.jp）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

１．会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国の経済は、政府主導の経済政策や日銀の金融政策を背景に企業収益や雇用情勢に改善が見られるなど、緩やかな回復基調が続いております。一方で、個人消費には依然として回復に弱さが見られるほか、中国を始めとする新興国の景気減速など、先行きは依然として不確実な状況で推移しました。

当社のソーシャル・ウェブメディア事業が属するインターネット関連市場を取り巻く環境につきましては、スマートフォンやタブレット端末の普及に伴い、インターネット利用人口の拡大が続いております。これに伴い、インターネットを利用した企業の情報収集ニーズが活発化しており、当社サービスに対する需要はますます高まっております。

また、当社のビジネス・ウェブアプリケーション事業が属するクラウド市場を取り巻く環境につきましては、業務システムのモバイル対応やITコスト削減に向けたクラウドニーズの追い風を受けて、引き続き、当社サービスに対する需要はますます高まっております。

以上の結果、当事業年度における売上高は1,188,245千円（前年同期比25.7%増）、営業利益は211,376千円（同165.1%増）、経常利益は211,900千円（同163.0%増）、当期純利益は146,589千円（同182.8%増）となりました。

当社のセグメントの業績は次のとおりであります。

ソーシャル・ウェブメディア事業は、企業の口コミ、ニュース、求人情報等を取扱う働く人のための情報プラットフォーム「キャリコネ」をインターネット上にて運営しているワークプレイス・メディアサービスと、人材紹介サービスを行うリクルーティング・サービスを提供しております。ワークプレイス・メディアサービスにおきましては、「キャリコネ」を中心とした会員数の増加に注力し、平成27年４月から平成28年３月における

訪問者数は約4,200万人となりました。リクルーティング・サービスにおきましては、外資系、メディカル、IT業界の高い求人需要を背景に、深い業界知識とコンサルティング力を活かし、またワークプレイス・メディアサービスの情報を活用することにより、積極的な事業展開を行いました。この結果、当事業年度におけるソーシャル・ウェブメディア事業の売上高は623,402千円（前年同期比41.8％増）、セグメント利益は262,407千円（同123.2％増）となりました。

ビジネス・ウェブアプリケーション事業は、クラウド型に特化した企業向け業務アプリケーションを開発し販売しています。サービスデリバリ・サポートでは、既存顧客からの追加契約に加えて、Salesforce.com社との協業を軸とした新規顧客の開拓を図ってまいりました。プロダクト・ディベロップメントにおいては、提携先のAmazon社のサービスを活用したクラウド型製品を開発し販売を開始しました。この結果、当事業年度におけるビジネス・ウェブアプリケーション事業の売上高は564,843千円（前年同期比11.7％増）、セグメント利益は81,034千円（同2.3％増）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は3,005千円であります。その主な内容は、新入社員分のPC購入であります。

なお、当事業年度における重要な設備の除却、売却等はありません。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区　　分	第 9 期 (平成25年３月期)	第 10 期 (平成26年３月期)	第 11 期 (平成27年３月期)	第 12 期 (当事業年度) (平成28年３月期)
売　上　高(千円)	511,172	905,057	945,346	1,188,245
経 常 利 益(千円)	47,417	78,240	80,581	211,900
当 期 純 利 益(千円)	19,739	49,655	51,839	146,589
１株当たり当期純利益　(円)	19.08	48.00	50.11	141.69
総　資　産(千円)	210,119	415,133	427,384	653,848
純　資　産(千円)	110,791	160,446	212,286	358,876
１株当たり純資産額　(円)	107.09	155.09	205.20	346.89

（注）平成25年１月31日付で普通株式１株につき４株の分割を、平成27年11月20日付で普通株式１株につき10株の株式分割を行っております。これに伴い、第９期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して「１株当たり当期純利益」及び「１株当たり純資産額」を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社の継続的な発展及び経営基盤の安定を図っていくために、以下の事項を今後の事業展開における主要な課題として認識し、事業展開を図る方針であります。

①　キャリコネのデータベースを活かした新規事業等について

当社のソーシャル・ウェブメディア事業におきましては、現在、企業の口コミや求人情報等、求職者への「職探し」に関する情報提供を軸とする「キャリコネ」の運営を行っております。今後も訪問者数、登録者数増加のための施策を行い、口コミを蓄積させることによって、求職者だけではなく、求人企業にとって採用ブランディング等で利用価値のあるサイトへの成長を目指して参ります。また、「キャリコネ」の中心利用者はＭ１層（20～34歳の男性）とＦ１層（20～34歳の女性）となっており、今後これらのターゲット層のニーズを詳細に分析し、ライフイベントに関連したサービス展開を予定しております。また、将来的には、ＡＳＥＡＮ諸国を中

心とする東南アジア市場での「キャリコネ」の運営等、サービスの海外展開も検討してまいります。

② 新規技術分野への対応及び自社開発製品の拡販について

当社のビジネス・ウェブアプリケーション事業におきましては、ＣＲＭ領域、ＥＲＰ領域、ＤＭＰ領域を注力領域としてクラウド型の業務用ソフトウェア開発を行っております。中でも、ＣＲＭ領域については、大手企業での導入が一巡しつつあり、市場が飽和した場合には新規案件の獲得機会が減少する可能性があります。当社としては、今後の需要増加が予測されるＥＲＰ領域に関して人材育成に力を注ぐとともに、ＤＭＰ領域におけるデータ分析ソリューションを強化していく予定です。

また、製品事業であるプロダクト・ディベロップメントを強化し、個別の受託案件に左右されないライセンス課金を主軸とした安定成長を目指してまいります。

③ 情報管理体制の強化について

当社のソーシャル・ウェブメディア事業では、会員情報を含む個人情報を保有しており、ビジネス・ウェブアプリケーション事業におきましては、クライアントの業務用ソフトウェアの運営において顧客情報等を取り扱っております。これらの情報につきましては、社内規程の厳格な運用、定期的な社内教育の実施、システム環境の整備などを行うことで厳密に管理しておりますが、今後も重要な課題のひとつとして認識し、管理体制の強化に取り組んでまいります。

④ コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の強化について

当社の事業の継続的な発展を実現させるためには、コーポレート・ガバナンス機能の更なる強化が重要な課題であると認識しております。また、経営の公正性・透明性を確保するため、業務運営の効率化やリスク管理の強化など内部管理体制の強化に取り組んでまいります。

⑤ 人材の確保と教育について

当社が持続的に成長するためには、有能な人材の確保が重要であると考え、専門性を有する人材の確保及び教育に注力してまいります。また、幅広い人材採用活動を行っていくほか、ＯＪＴ、社内教育等による従業員のレベルアップを進めてまいります。

(5) 主要な事業内容（平成28年３月31日現在）

事業区分	事業内容
ソーシャル・ウェブメディア事業	働く人のための情報プラットフォーム「キャリコネ」の運営
ビジネス・ウェブアプリケーション事業	法人向けクラウド型業務ソフトウェアの開発と導入支援

(6) 主要な営業所（平成28年３月31日現在）

本社	東京都港区三田２丁目14番５号

(7) 使用人の状況（平成28年３月31日現在）

使用人数	前事業年度比増減	平均年齢	平均勤続年数
62（4）名	5（－）名	36.4歳	3.0年

（注） 使用人数は就業人員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成28年３月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、平成28年４月19日、東京証券取引所マザーズ市場に上場いたしました。

２．株式の状況（平成28年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　4,100,000株

(2) 発行済株式の総数　1,034,560株

(3) 株主数　20名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
各務正人	781,000株	75.49%
ジュンヤン	96,000	9.28
渡辺信明	60,560	5.85
株式会社ディスコ	30,000	2.90
株式会社インテリジェンス	30,000	2.90
佐藤三朋	16,000	1.55
各務香奈恵	8,000	0.77
山本慶一	4,500	0.43
太田達志	3,000	0.29
黒田真行	800	0.08

（注）１．平成27年11月20日付で１株につき10株の割合で株式分割を行ったことにより、発行済株式の総数は1,034,560株となっております。

２．平成27年11月20日付の株式分割に伴い、会社法第184条第２項の規定に基づき同日をもって、当社定款第６条を変更し、発行可能株式総数を3,690,000株増加し、4,100,000株としております。

３．平成27年11月20日付で１単元を100株とする単元株制度を導入しております。

３．新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第10回新株予約権	第11回新株予約権
発行決議日		平成26年３月31日	平成27年３月31日
新株予約権の数		45個	35個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　450株 （新株予約権１個につき10株）	普通株式　350株 （新株予約権１個につき10株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 6,250円 （１株当たり　625円）	新株予約権１個当たり 13,000円 （１株当たり　1,300円）
権利行使期間		平成28年４月１日から 平成36年３月20日まで	平成29年４月１日から 平成37年３月13日まで
行使の条件		権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、本新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。	権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、本新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　45個 目的となる株式数　450株 保有者数　1名	新株予約権の数　35個 目的となる株式数　350株 保有者数　1名
	社外取締役	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名
	監査役	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名

		第12回新株予約権
発行決議日		平成27年11月19日
新株予約権の数		1,100個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　1,100株 （新株予約権１個につき１株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 2,600円 （１株当たり　2,600円）
権利行使期間		平成29年11月20日から 平成37年10月30日まで
行使の条件		権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、本新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　350個 目的となる株式数　350株 保有者数　1名
	社外取締役	新株予約権の数　400個 目的となる株式数　400株 保有者数　1名
	監査役	新株予約権の数　350個 目的となる株式数　350株 保有者数　3名

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第１２回新株予約権
発行決議日		平成27年11月19日
新株予約権の数		8,030個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　8,030株 （新株予約権１個につき　8,030株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり　2,600円 （１株当たり　2,600円）
権利行使期間		平成29年11月20日から 平成37年10月30日まで
行使の条件		（注）
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数　8,030個 目的となる株式数　8,030株 交付者数　59名

（注）第12回新株予約権の行使の主な条件は以下のとおりであります。

① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。

② 新株予約権者は、以下の期間ごとに、以下に掲げる割合を上限として行使することができる。ただし、各期間において行使可能な新株予約権の数は、整数未満を切り上げた数とする。

ａ．株式公開日と平成29年11月20日のいずれか遅い日（以下「権利行使開始日」という。）から１年後の応答日の前日までは、割当数の４分の１を上限として行使することができる。

ｂ．権利行使開始日から１年後の応答日から権利行使開始日の２年後の応答日の前日までは、割当数の４分の２を上限として行使することができる。

ｃ．権利行使開始日から２年後の応答日から権利行使開始日の３年後の応答日の前日までは、割当数の４分の３を上限として行使することができる。

ｄ．権利行使開始日から３年後の応答日から平成37年10月30日までは、割当数からａ乃至ｃで行使した数を控除した数を上限として行使することができる。

ｅ．新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。ただし、新株予約権者の相続人の権利行使につき正当な理由がある

と取締役会が認めた場合は、この限りでない。

f．新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。

g．その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権引受契約に定めるところによる。

４．会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成28年３月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	各務正人	ソーシャル・ウェブメディア事業部長
取締役	渡辺信明	ビジネス・ウェブアプリケーション事業部長
取締役	山本慶一	管理部長
取締役	黒田真行	ワーカーズイニシアティブ株式会社代表取締役社長 ルーセントドアーズ株式会社代表取締役社長
常勤監査役	直井隆徳	
監査役	下山秀夫	下山公認会計士事務所所長
監査役	中山要治郎	株式会社ブロードリンク代表取締役社長

（注）１．取締役黒田真行氏は、社外取締役であります。
２．監査役直井隆徳氏、下山秀夫氏及び中山要治郎氏は、社外監査役であります。
３．監査役下山秀夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
４．当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役との間に、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等である者を除く。）又は監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	員　　数	報酬等の額
取締役 （うち社外取締役）	4名 (1)	73百万円 (0)
監査役 （うち社外監査役）	3 (3)	5 (5)
合計 （うち社外役員）	7 (4)	78 (5)

（注）１．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

２．取締役の報酬限度額は、平成20年６月27日開催の第４回定時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

３．監査役の報酬限度額は、平成19年６月21日開催の第３回定時株主総会において、年額10百万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

①　他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役黒田真行氏は、ワーカーズイニシアティブ株式会社及びルーセントドアーズ株式会社の代表取締役社長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役下山秀夫氏は、下山公認会計士事務所所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役中山要治郎氏は、株式会社ブロードリンクの代表取締役社長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 黒田真行	平成27年６月26日就任以降、当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回に出席いたしました。出席した取締役会において、人材関連サービス市場に関する相当程度の知見及び経営者としての幅広い知見に基づき、経営全般的見地から適宜発言を行っております。
監査役 直井隆徳	当事業年度に開催された取締役会21回のうち21回、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、業界全体に対する広い見識と知的財産権に対する幅広い知見に基づき、適宜発言を行っております。
監査役 下山秀夫	当事業年度に開催された取締役会21回のうち21回、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役 中山要治郎	当事業年度に開催された取締役会21回のうち21回、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、ＩＴ業界での勤務経験が長い監査役として、業界全体に対する広い見識に基づき、適宜発言を行っております。

５．会計監査人の状況

(1) 名称

新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	13,800千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	13,800

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 会計監査人が過去2年間に受けた処分の内容

金融庁が2015年12月22日付で発表した処分の概要

①　処分の対象者　　新日本有限責任監査法人

②　処分の内容

・契約の新規の締結に関する業務の停止３ヶ月（2016年1月1日から3月31日まで）

・業務改善命令（業務管理体制の改善）

③　処分理由

・他社の財務書類の監査において、同監査法人の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため

・同監査法人の運営が著しく不当と認められたため

６．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

【決定内容】

業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、平成27年６月15日付の取締役会決議において定めた「内部統制システム整備基本方針」に基づき、内部統制システム及びリスク管理体制の整備を行っております。

(1)　取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①　当社は、経営理念として掲げた『お客様が心から感動するサービスを追求し、社会の発展と繁栄に貢献します。』の実現のために、全役員及び従業員が法令及び定款を遵守しながら事業を遂行してまいります。

②　当社は、法令遵守が事業を継続する上での最優先事項であると位置づけ、「コンプライアンス規程」その他法令及び定款を遵守して業務を行うために必要となる各種社内諸規程を整備し、適宜見直し、社内研修等を通じた周知により、役員及び従業員にその実行を義務付けます。

③　当社の役員または従業員が、当社内において法令または定款その他社内規程に反する行為を発見した場合に備え、社長又は担当取締役、あるいは管理部門相談窓口への報告経路ならびに監査役へ直接通報する手段を用意し、問題の早期把握に努めております。また、通報を受けた者は速やかに最適なメンバーを選任し対策チームを組成、必要な施策の実行を可能とする体制を構築しております。

④　社長は内部監査担当者を指名し、内部監査担当者は当社各部門が法令及び定款、社内諸規程を遵守していることを確認し、結果を社長に報告します。

⑤　財務報告の適正性を確保するために、経理及び決算業務並びに財務報告に関する規程やマニュアル等を定め、財務報告の適正性に係る内部統制を整備し、これを運用します。また、社長が指名する評価担当者は、これら内部統制の整備及び運用の状況を毎期評価し、不備の有無の確認と必要な改善を

行ってまいります。
⑥　当社は市民社会の秩序を乱し脅威を与える反社会的勢力との関係は一切持たず、これら反社会的勢力からの不当な要求に対しては毅然とした態度でこれに臨みます。また、反社会的勢力対応規程類の制定、社外の専門機関とも連携して、全ての役員及び従業員が反社会的勢力の排除に向けた行動を徹底いたします。

(2)　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行や意思決定に係る議事録、稟議書その他の情報や記録は、電磁的記録も含め、法令及び当社が定める「文書管理規程」その他の関連諸規程に従って保存及び管理を適正に行います。

(3)　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①　「リスク管理規程」を整備し、当社事業に関連する顕在化リスク及び潜在的なリスクへ対応します。
②　把握されたリスク情報は毎月開催する経営会議における部門責任者の報告を通じて社内で共有され、対応の検討を行います。また、重要なリスクについては取締役会において協議し、適時に実効性のある対策を講じます。

(4)　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①　取締役会規程に基づき毎月取締役会を開催し、また必要な場合には臨時取締役会を開催し、経営上重要となる意思決定を迅速に行います。
②　取締役及び各グループ長以上の責任者が出席する経営会議を毎月開催して、各部門からの報告を通じて取締役の職務執行に必要となる情報の集中を図ります。
③　取締役の職務執行の効率性を確保するために、「組織管理規程」を整備し、適切な職務権限の付与と明確に区分した業務分掌により業務を効率的に執行します。

(5)　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

①　監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合、当該要請に対して監査役と管理部門担当役員が協議のうえ適切な人材を配し、監査役職務の補助を指示します。

② 監査役職務の補助者は、当該補助業務に関しては取締役から独立性を有するものとして扱います。会社が行う人事考課及び人事異動、あるいは懲戒処分に処する際は、事前に監査役とも協議し、必要な場合には監査役から同意を得るものとします。

③ 監査役から補助業務に係る指示が行われた場合、当該補助者は当該職務を他の業務よりも優先して取り組むこととします。また、業務の性質上必要と認められる場合には、取締役等に対して当該指示やその具体的内容に関する説明を拒むことができるものとします。

(6) 上記(5)の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

① 取締役及び従業員は、随時その職務の執行状況や監査役の求める事項について報告を行います。また、取締役及び従業員による法令違反や会社に著しい損害を及ぼす事実、又はそのおそれがある状況を発見した場合、速やかに監査役へ報告することとしております。

② 監査役に対する通報については、直接対面して行うほか、いつでも通報や相談ができる専用のメールアドレスを用意しております。なお、監査役への通報者については、会社に対して匿名性を確保することにより、当該通報を行うことによって通報者に不利益が及ばないよう保護される制度としております。

(7) 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役又は監査役会がその職務の執行のために必要となる費用又は債務を、前払いや事後の精算等により当社に請求した際には、当該費用又は債務が職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかにこれを受理し、当該費用又は債務を会社が支払うものとします。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役会では、年間の監査計画を策定して監査項目や各監査役の役割分担を明確にし、監査の実効性と効率性を確保します。また、毎月及び必要に応じて監査役会を臨時に開催し、決議すべき事項の決定のほか、各監査役が実施した監査の状況について情報共有と協議を行い、問題点の有無や重点監査項目の検討等を行うことで、監査の実効性の向上を図ります。

② 監査役は取締役会に毎回出席し、議事に対する意見を述べ、必要な勧告を行うほか、取締役の職務執行の報告を受け、適宜質問を行います。
③ 監査役は自ら当社各部門の業務状況について日常的に確認します。また、内部監査担当者や監査法人と必要な意見交換を適宜行い、三者が連携することにより効果的な監査を実施します。

【運用状況】

業務の適性を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 重要な会議の開催

全取締役及び監査役出席のもと、取締役会を毎月及び臨時で開催し重要な経営意思決定や取締役の職務執行の意思決定を監督しております。また、重要な会議帯である経営会議も毎月開催し、当社事業に関するリスクの分析、検討を行いました。

(2) 内部監査の実施状況

内部監査担当者は、内部監査計画に従い当社各部門が法令及び定款、社内諸規程を遵守していることを確認し、結果を社長に報告しました。

(3) コンプライアンス

役員及び社員に対してコンプライアンスの周知徹底を図るため、社内研修を実施しました。

(4) 監査役監査の状況

監査役監査計画に基づき監査を実施するとともに、定期的に代表取締役、会計監査人及び内部監査部門と情報交換を行いました。監査役の職務の補助者として管理部の社員1名が必要に応じて、適宜補佐いたしました。

7．会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

貸　借　対　照　表

（平成28年３月31日現在）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	科　　目	金　　額
（資　産　の　部）		（負　債　の　部）	
流　動　資　産	**631,517**	**流　動　負　債**	**294,972**
現　金　及　び　預　金	423,536	買　　掛　　金	35,138
売　　掛　　金	163,562	未　　払　　金	4,492
仕　　掛　　品	2,230	未　払　費　用	123,129
前　払　費　用	29,912	未　払　法　人　税　等	50,557
繰　延　税　金　資　産	12,275	未　払　消　費　税　等	31,500
固　定　資　産	**22,331**	前　　受　　金	23,977
有　形　固　定　資　産	**3,757**	預　　り　　金	5,104
建　物　附　属　設　備	1,316	賞　与　引　当　金	20,793
工具、器具及び備品	2,441	返　金　引　当　金	278
無　形　固　定　資　産	**2,681**	**負　債　合　計**	**294,972**
ソ　フ　ト　ウ　エ　ア	2,681	（純資産の部）	
投資その他の資産	**15,892**	**株　主　資　本**	**358,876**
敷　金　及　び　保　証　金	15,031	**資　本　金**	**48,160**
繰　延　税　金　資　産	743	**利　益　剰　余　金**	**310,716**
そ　　の　　他	118	その他利益剰余金	310,716
		繰越利益剰余金	310,716
		純　資　産　合　計	**358,876**
資　産　合　計	**653,848**	**負　債　純　資　産　合　計**	**653,848**

損　益　計　算　書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売　上　高		1,188,245
売　上　原　価		499,028
売　上　総　利　益		689,217
販売費及び一般管理費		477,840
営　業　利　益		211,376
営　業　外　収　益		
受　取　利　息	50	
助　成　金　収　入	500	
雑　収　入	11	562
営　業　外　費　用		
為　替　差　損	38	38
経　常　利　益		211,900
税引前当期純利益		211,900
法人税、住民税及び事業税	67,055	
法人税等調整額	△1,743	65,311
当　期　純　利　益		146,589

株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	株主資本合計	
当期首残高	48,160	164,126	164,126	212,286	212,286
当期変動額					
当期純利益		146,589	146,589	146,589	146,589
当期変動額合計	－	146,589	146,589	146,589	146,589
当期末残高	48,160	310,716	310,716	358,876	358,876

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

・仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりです。

建物附属設備　　15年

工具器具及び備品　　４～５年

また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として法人税法に規定する方法により、３年間で均等償却する方法を採用しております。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基いております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う額を計上しております。

③ 返金引当金

当社と事業者間の人材紹介取引契約に基づき、求職者の退社に伴う返金の支出に備えるため、実績率により返金見込額を計上しております。

(4) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期限が到来する短期投資からなっております。

(6) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

２．貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　14,459千円

３．損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

４．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式　1,034,560株

(2) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(3) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　0株

５．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社の資金運用については、余剰資金を事業に投資するまでの待機資金と位置づけその流動性を維持するため短期的な預金等に限定し、また、資金調達については、必要に応じ銀行借入による方針であります。また、デリバティブ取引については行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、回収までの期間をおおむね短期に設定し、貸倒実績率も低いものとなっております。当該リスクについては、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握することで、信用リスクを軽減しております。

営業債務である買掛金は、２ヶ月以内の支払期日であります。また、営業債務については、月次で資金繰計画を作成するなどの方法により、流動性リスクを管理し

ております。

③　金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規定に従い、営業債権について、各事業部門における営業管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理本部が適時に資金計画を作成し、流動性リスクを管理しております。

④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	423,536	423,536	－
(2) 売掛金	163,562	163,562	－
資産計	587,098	587,098	－
(3) 買掛金	35,138	35,138	－
(4) 未払法人税等	50,557	50,557	－
負債計	85,696	85,696	－

(注) １．金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1)現金及び預金、(2)売掛金

これらはすべて短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)買掛金、(4)未払法人税等

これらはすべて短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	前事業年度 （平成27年３月31日）	当事業年度 （平成28年３月31日）
敷金及び保証金	5,133	15,031

敷金及び保証金については、将来の償還予定時期が合理的に見込めないため、将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

３．金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

区分	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内	10年超
売掛金	163,562	－	－	－
合計	163,562	－	－	－

６．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産(流動)	
賞与引当金	6,416千円
未払事業税	4,829千円
未払金	943千円
その他	85千円
合計	12,275千円
繰延税金資産(固定)	
敷金及び保証金	489千円
建物附属設備	253千円
合計	743千円
繰延税金資産合計	13,019千円

７．関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

８．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たりの純資産額　346円89銭

(2) １株当たりの当期純利益　141円69銭

（注）１株当たりの純資産額及び１株当たりの当期純利益は、当事業年度に行いました株式の分割が当事業年度の期首に行われたと仮定してそれぞれ算定しております。

９．重要な後発事象に関する注記

（公募による新株式の発行）

当社は、株式会社東京証券取引所より上場承認を受け、平成28年４月19日をもって同取引所マザーズ市場に上場いたしました。この株式上場にあたり、平成28年３月16日及び平成28年３月31日開催の取締役会において、下記のとおり新株式の発行を決議し、平成28年４月18日に払込が完了いたしました。

この結果、資本金は184,320千円、発行済株式総数は1,134,560株となっております。

①募集方法：一般募集（ブックビルディング方式による募集）

②発行する株式の種類及び数：普通株式 100,000株

③発行価格：１株につき 2,960円

一般募集はこの価格にて行いました。

④引受価額：１株につき 2,723.20円

この価額は当社が引受人より１株当たりの新株式払込金として受取った金額であります。なお、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

⑤払込金額：１株につき 2,346円

この金額は会社法上の払込金額であり、平成28年３月31日開催の取締役会において決定された金額であります。

⑥資本組入額：１株につき 1,361.60円

⑦発行価額の総額： 234,600千円

⑧資本組入額の総額： 136,160千円

⑨払込金額の総額： 272,320千円

⑩払込期日：平成28年４月18日

⑪資金の使途：広告宣伝費、採用費及び人件費、設備資金

（第三者割当増資による新株式の発行 オーバーアロットメントの売出に係る発行）

当社は、平成28年３月16日及び平成28年３月31日開催の取締役会においてオーバーアロットメントによる売出しに関連して、大和証券株式会社を割当先とする第三者割当増資を決議しており、平成28年５月18日に払込が完了いたしました。

①発行新株式数：普通株式 19,500株

②割当価格：１株につき 2,723.20円

③払込金額：１株につき 2,346円

④払込金額の総額：45,747千円

⑤資本組入額：１株につき 1,361.60円

⑥割当価格の総額： 53,102千円

⑦払込期日：平成28年５月18日

⑧資金の使途：広告宣伝費、採用費及び人件費、設備資金

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年５月20日

株式会社グローバルウェイ

取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定社員 業務執行社員　公認会計士　奥見　正浩　㊞

指定社員 業務執行社員　公認会計士　松尾　信吉　㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社グローバルウェイの平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日までの第１２期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討す

る。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、調査いたしました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属

明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月31日

株式会社グローバルウェイ　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　直井　隆徳 ㊞

監　査　役（社外監査役）　下山　秀夫 ㊞

監　査　役（社外監査役）　中山要治郎 ㊞

以　上